

| 評価対象  |                                |      |          |
|-------|--------------------------------|------|----------|
| 事務事業名 | 赤坂地区まちづくり相談・まちづくりコンサルタント派遣     | 開始年度 | 平成 19 年度 |
| 所属    | 赤坂地区総合支所まちづくり課まちづくり係           | 種別   | —        |
| 所管課長  | 赤坂地区総合支所まちづくり課長                |      |          |
| 基本政策  | 1 都心の活力と安全・安心・快適な暮らしを支えるまちをつくる |      |          |
| 政策名   | (1) 多様な人びとがいきいきと暮らせる都市ルールを確立する |      |          |
| 施策名   | ② 参画と協働によるまちづくりの推進             |      |          |

| 事業概要  |   |
|-------|---|
| 事業の目的 | <p>区民が自主的なまちづくりを目指し、その調査研究活動を行う場合に、区に登録されているコンサルタント（都市計画や建築の専門家）の派遣及びまちづくり活動に関する費用等を支援します。</p> <p>港区総合支所処務規程第11条まちづくり推進担当第2項（住民参加の街づくりの相談及び調整に関すること）</p>  |
| 事業の対象 | <p>まちづくり相談：区民等</p> <p>まちづくりコンサルタント派遣：まちづくりを考えている組織</p> <p>まちづくり活動助成：区に登録されたまちづくり組織</p>  |
| 事業の概要 | <p>区民の発意でまちづくりに関することを自主的に考える団体として区に登録している団体と将来登録する予定の団体としてまちづくり相談をしている団体があり、次の通りの支援を行っています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・まちづくりコンサルタント派遣として、まちづくりについて専門家を派遣し、専門家からの助言、指導を行っています。</li> <li>・まちづくりに関する活動の一部について助成金として費用負担をしています。</li> </ul> |
| 根拠法令等 | 港区まちづくり条例及び施行規則（平成19年10月1日施行）、港区まちづくりコンサルタント派遣要綱（昭和60年4月1日）、港区まちづくり活動助成要綱（平成20年4月1日施行）  |

| 事業の成果       |   |             |        |        |        |         |       |        |        |             |       |       |
|-------------|---|-------------|--------|--------|--------|---------|-------|--------|--------|-------------|-------|-------|
| 指標          | 指標1   | まちづくり協議会登録数 |        |        | 指標2    | 活動助成金件数 |       |        | 指標3    | コンサルタント派遣件数 |       |       |
|             |   | 当初予定        | 実績     | 達成率    |        | 当初予定    | 実績    | 達成率    |        | 当初予定        | 実績    | 達成率   |
|             | 平成28年度  | 2           | 2      | 100.0% | 平成28年度 | 2       | 1     | 50.0%  | 平成28年度 | 13          | 4     | 30.8% |
| 平成29年度      | 2   | 2           | 100.0% | 平成29年度 | 2      | 1       | 50.0% | 平成29年度 | 12     | 3           | 25.0% |       |
| 平成30年度      | 2   | —           | —      | 平成30年度 | 1      | —       | —     | 平成30年度 | 14     | —           | —     |       |
| 指標から見た事業の成果 | <p>区に登録されているまちづくり団体は、青山地域に1団体、赤坂地域に1団体ありますが、登録されていない団体もあります。コンサルタント派遣件数の当初予定数は、登録団体以外の団体も含んでいます。コンサルタント派遣や活動助成は、地域住民発意のまちづくりに寄与しています。青山のまちづくり団体である青山通り協議会は、青山通り周辺まちづくりガイドラインの骨子を作成し、ガイドラインが策定されました。</p> |             |        |        |        |         |       |        |        |             |       |       |

| 事業費の状況(単位：千円) |  |      |       |      |    |     |    |      |      |      |     |
|---------------|--|------|-------|------|----|-----|----|------|------|------|-----|
| 年度            | 予算状況                                     |      |       |      |    |     |    |      |      | 決算状況 |     |
|               | 当初予算額                                    | 一般財源 | 国庫支出金 | 都支出金 | 基金 | その他 | 流用 | 補正予算 | 予算現額 | 決算額  | 執行率 |
| 平成28年度        | 588                                      | 588  | 0     | 0    | 0  | 0   | 0  | 0    | 588  | 288  | 49% |
| 平成29年度        | 523                                      | 523  | 0     | 0    | 0  | 0   | 0  | 0    | 523  | 230  | 44% |
| 平成30年度        | 523                                      | 523  | 0     | 0    | 0  | 0   | —  | —    | —    | —    | —   |
| 事業費から見た事業の状況  | 赤坂地域の団体は、コンサル派遣及び活動助成を十分に活用し、活発に活動しています。 |      |       |      |    |     |    |      |      |      |     |

| 事務事業を取り巻く状況等                    |   |
|---------------------------------|---|
| 前回評価からの改善事項等<br>(付帯意見への対応等)     | 地域住民発意のまちづくりに対して関心を高めるために、窓口にまちづくりの相談にいられた住民の方には、まちづくり条例等、区の実践やまちづくりの仕組み等を説明し、周知をしています。   |
| 区民ニーズや要望<br>(今後の需要見込み)          | まちづくり活動を行う場合、検討課題の洗い出しや課題の整理など専門家のアドバイスが必要です。また、まちづくり組織がまちづくり活動を地域に周知(資料の印刷費等)をするための経費が必要なため、区からの助成等支援が望まれています。   |
| 他団体等の取組状況<br>(類似事業の有無)          | まちづくり条例は、10区で制定されています。<br>まちづくり推進要綱は、1区で制定されています。<br>専門家の派遣及び助成制度は、11区で実施されています。  |
| コスト削減の工夫・余地                     | 区民の自主的なまちづくり活動を支援する目的で取り組んでいる事業です。コンサルタント派遣のための報酬費については、港区の基準を採用しています。  |
| 委託の有無                           | なし<br>一部委託<br>全部委託  |
| 委託の内容                           | —   |
| 委託等アウトソーシングの余地・可能性<br>(委託なしの場合) | —   |
| 事業の課題                           | まちづくり活動の検討課題には、開発や建物の建築等のハード面と日常生活に関する防災・清掃・緑化等のソフト面の二面があり、課題によっては、支所と支援部で支援の体制が異なります。各地域によって課題は様々であり、まちづくりについての相談があります。赤坂地域では、住民発意のまちづくり活動の機運が高まっています。 |
| 次年度へ向けた事務の改善点                   | 赤坂地区総合支所管内には、赤坂地域と青山地域があります。青山地域では、青山通り周辺まちづくりガイドラインが青山地域の方々と区により策定されました。赤坂地域の方々からもガイドライン策定について、取り組むよう要望があり、検討を始めます。                                    |

| 一次評価(所管課による自己評価) |     |  |
|------------------|-----|--|
| 項目               | 評価※ | 評価の理由・コメント   |
| ① 事業継続の必要性       | 4   | まちづくりの自主的な活動は区民の認知度がまだまだ低い状況ですが、住民が積極的にまちづくりにかかわっていくためには事業を継続し、まちづくりに対して関心を高める必要があります。 |
| ② 事業の効果性         | 4   | 区主導のまちづくりと住民主導のまちづくりが協働して、安全で安心して生活できるまちを目指す制度として認知されてきました。                            |
| ③ 事業の効率性         | 4   | まちづくり相談は随時受け付けています。コンサルタント派遣や活動助成金についても随時受付区民の活動に支障がないように行っています。                       |

※評価は、5:「極めて高い」、4:「高い」、3:「普通」、2:「低い」、1:「極めて低い」を目安に5段階で記入してください。

|  |  |
|--|--|
| 総合評価   | ○ 拡充      ● 継続      ○ 改善      ○ 廃止      ○ 統合   |
| 所管課による評価の理由<br>(事業に対する取組方針)  | 赤坂地区総合支所管内の赤坂地域や青山地域は、まちづくりについて関心が高く、コンサルタント派遣及び活動助成を積極的に活用しています。<br>また、赤坂地域は、地域住民の意識も変わりつつあり、まちづくりガイドラインの策定など自発的にまちづくりが発意されているため、支援を行います。 |
| ※「拡充」「改善」の場合は拡充・改善する具体的な内容を記載<br>※「継続」の場合は継続する具体的な理由を記載<br>※「統合」の場合は統合対象事務事業名を記載 |  |

評価対象

|       |                                |      |          |
|-------|--------------------------------|------|----------|
| 事務事業名 | 赤坂地区放置自転車対策                    | 開始年度 | 平成 12 年度 |
| 所属    | 赤坂地区総合支所まちづくり課まちづくり係           | 種別   | —        |
| 所管課長  | 赤坂地区総合支所まちづくり課長                |      |          |
| 基本政策  | 1 都心の活力と安全・安心・快適な暮らしを支えるまちをつくる |      |          |
| 政策名   | (2) 魅力的な都心生活の舞台をつくる            |      |          |
| 施策名   | ④ 誰にでもやさしいバリアフリーのまちづくり         |      |          |

事業概要

|       |   |
|-------|---|
| 事業の目的 | 自転車は身近な交通手段として、幅広く利用されていて、その利用は今後も増加することが見込まれます。一方、自転車が放置された場合、歩行者の安全な通行の障害、公園等遊び場の危険性の増大、災害時の避難・救助活動の妨げ等、安全が確保できません。<br>安全・安心なまちづくりをすすめるためにも、自転車等駐車場の整備や放置禁止区域の設定、違法駐輪の撤去を行い、道路公園等の本来の機能を回復させ、区民の安全で快適な生活環境を確保することを目的とします。   |
| 事業の対象 | 放置自転車、放置された原動機付自転車（50CCまで）及び自転車等利用者   |
| 事業の概要 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 駅前放置自転車整理等業務（①駅前周辺放置自転車等整理・放置禁止指導等業務②駅前周辺放置自転車等警告及び調査・通告・撤去業務③駅前放置自転車等即時撤去業務）</li> <li>・ 地区内巡回等業務</li> <li>・ 放置自転車撤去移送業務</li> <li>・ 撤去自転車等返還業務</li> <li>・ 集積所管理室監視等業務</li> <li>・ 自転車等駅前乗入れ台数調査業務</li> <li>・ 暫定自転車等駐車場・置場の整備、管理</li> <li>・ 陳情等に基づく放置車両への警告札貼付</li> <li>・ その他放置自転車対策に付随する業務</li> </ul> |
| 根拠法令等 | 「港区自転車等の放置防止及び自転車等駐車場の整備に関する条例」、「港区自転車等の放置防止及び自転車等駐車場の整備に関する条例施行規則」（平成12年4月1日一部施行）  |

事業の成果

| 指標     | 指標1 | 駅前放置台数 |        |        | 指標2    | 貼付枚数（警告札） |        |        | 指標3   | 撤去台数（自転車、原付） |       |        |
|--------|-----|--------|--------|--------|--------|-----------|--------|--------|-------|--------------|-------|--------|
|        |     | 当初予定   | 実績     | 達成率    |        | 当初予定      | 実績     | 達成率    |       | 当初予定         | 実績    | 達成率    |
|        |     | 平成28年度 | 300    | 461    |        | 153.7%    | 平成28年度 | 32,500 |       | 23,560       | 72.5% | 平成28年度 |
| 平成29年度 | 400 | 424    | 106.0% | 平成29年度 | 25,000 | 22,580    | 90.3%  | 平成29年度 | 1,000 | 864          | 86.4% |        |
| 平成30年度 | 400 | —      | —      | 平成30年度 | 20,000 | —         | —      | 平成30年度 | 900   | —            | —     |        |

指標から見た事業の成果  
 自転車等の放置禁止区域は、自転車等駐車場を設置することで設定できます。放置禁止区域を設定することで、警告札を貼付し、違法駐輪の撤去等を行う効果により、駅前放置台数は減少しています。また、駅前放置台数が減少しているため、警告札の貼付枚数も減少傾向にあります。

事業費の状況(単位：千円)

| 年度     | 予算状況   |      |       |      |    |        |    |      |       | 決算状況 |      |
|--------|--------|------|-------|------|----|--------|----|------|-------|------|------|
|        | 当初予算額  | 一般財源 | 国庫支出金 | 都支出金 | 基金 | その他    | 流用 | 補正予算 | 予算現額  | 決算額  | 執行率  |
| 平成28年度 | 532    | 0    | 0     | 0    | 0  | 532    | 0  | 0    | 532   | 532  | 100% |
| 平成29年度 | 2,174  | 0    | 0     | 0    | 0  | 2,174  | 0  | 0    | 2,174 | 528  | 24%  |
| 平成30年度 | 41,535 | 0    | 0     | 0    | 0  | 41,535 | —  | —    | —     | —    | —    |

事業費から見た事業の状況  
 平成28年度と比べて平成29年度の費用は、暫定自転車等駐車場設置にかかる費用増でした。平成30年度から支援部が行っていた放置自転車に関する巡回指導等の委託事業が支所に移管され、費用が増加しています。事業費の増加にともない支所として、地区の放置自転車対策の取組の強化が図られます。

| 事務事業を取り巻く状況等                        |  |
|-------------------------------------|--|
| 前回評価からの改善事項等<br>(付帯意見への対応等)         | 放置禁止区域の周知の徹底、駐輪場の効率的な運営等、放置自転車を減らすための更なる取組を行っていきます。  |
| 区民ニーズや要望<br>(今後の需要見込み)              | 安全・安心への区民意識が高まる中、今後も区民から放置自転車への対応及び自転車等駐車場の設置の要望が見込まれます。   |
| 他団体等の取組状況<br>(類似事業の有無)              | 他区においても同様の行政サービス（渋谷区は、渋谷駅近くや渋谷区役所近辺、区役所の敷地内に自転車等駐車場の整備や巡回指導）を行っています。   |
| コスト削減の<br>工夫・余地                     | 自転車等駐車場・暫定自転車置き場の充実、規制の強化、放置防止対策、マナー向上の啓発等により、自転車利用者のルールの厳守が徹底されれば、最終的な撤去件数等が減り、委託費用の削減につながります。  |
| 委託の有無                               | 一部委託<br>なし<br>一部委託<br>全部委託   |
| 委託の内容                               | 放置自転車における指導、警告・通告札等の貼付、撤去、作業報告   |
| 委託等アウトソーシング<br>の余地・可能性<br>(委託なしの場合) | —  |
| 事業の課題                               | 青山通り沿いの駅では、外苑前駅だけ自転車等駐車場が設置されておらず、設置に向けた検討を行うにあたり、今後のまちづくりの動向を注視する必要があります。<br>赤坂地区管内の自転車等駐車場については、本格自転車等駐車場の用地の確保が困難なため、すべて暫定自転車等駐車場です。また、自転車利用者のモラル向上のため、自転車等駐車場の利用等啓発活動を行う必要があります。 |
| 次年度へ向けた<br>事務の改善点                   | 赤坂地区管内に設置されている自転車等駐車場がすべて暫定施設であることを踏まえ、まちづくりの動向を注視し、自転車等駐車場の設置も併設できるか検討を行っていく。また、既存の暫定施設については、土地権利者との関係で閉鎖となる可能性があるため、代替地等の検討が必要あります。  |

| 一次評価（所管課による自己評価） |     |   |
|------------------|-----|---|
| 項目               | 評価※ | 評価の理由・コメント  |
| ① 事業継続の必要性       | 5   | 自転車等駐車場が設置されていなければ、放置禁止区域は設定できず、撤去等ができません。<br>民間での自転車等駐車場事業は、設置されていないか、駐車場の利用料金が高いため、利用が低いため、自転車等駐車場の設置は必要です。 |
| ② 事業の効果性         | 4   | すでに自転車等駐車場を整備した区域は放置台数の減少が見られ、事業の効果が確認できています。   |
| ③ 事業の効率性         | 4   | 投入された経費に見合った効果が出ています。   |

※評価は、5:「極めて高い」、4:「高い」、3:「普通」、2:「低い」、1:「極めて低い」を目安に5段階で記入してください。

|  |  |
|--|--|
| 総合評価   | ○ 拡充      ● 継続      ○ 改善      ○ 廃止      ○ 統合   |
| 所管課による<br>評価の理由<br>(事業に対する<br>取組方針)  | 自転車は、身近な交通手段として、幅広く利用されていますが、近年、開発等による人口の増加や自転車利用者の増加が見込まれていることから、駐車場の周知・啓発活動及び新たな自転車等駐車場設置に向けた業務を今後も継続して行う必要があります。<br>また、既存の駐車場についても、今後のあり方を都度見直し、地区管内の自転車利用環境の改善をさらに図っていく必要があります。<br>駐輪設備が整備されている区域は放置台数も減少しており、今後も未整備の区域への駐輪設備の整備を中心に、引き続き事業を実施する必要があります。 |
| ※「拡充」「改善」の<br>場合は拡充・改善<br>する具体的な内容を記載<br>※「継続」の場合は継続<br>する具体的な理由を記載<br>※「統合」の場合は統合対<br>象事務事業名を記載 |  |

No 61

## 平成30年度 港区事務事業評価シート

## 評価対象

|       |                                |      |          |
|-------|--------------------------------|------|----------|
| 事務事業名 | 赤坂地区防犯灯設置助成                    | 開始年度 | 昭和 46 年度 |
| 所属    | 赤坂地区総合支所まちづくり課土木担当             | 種別   | —        |
| 所管課長  | 赤坂地区総合支所まちづくり課長                |      |          |
| 基本政策  | 1 都心の活力と安全・安心・快適な暮らしを支えるまちをつくる |      |          |
| 政策名   | (6) 安全で安心して暮らせる都心をつくる          |      |          |
| 施策名   | ③ 安全で安心できるまちづくりの推進             |      |          |

## 事業概要

|       |   |
|-------|---|
| 事業の目的 | 町会及び自治会に対し、私道の防犯灯の設置、又は撤去の費用の補助金を交付することにより、防犯灯の整備を促進し、区民の生活環境を守ることを目的とする。(要綱第1条)  |
| 事業の対象 | 防犯灯工事について、予算の範囲内で補助金を交付する。ただし、防犯灯に広告物(町会名等は除く。)が掲示又は記入されているものは対象としない。(要綱第3条)  |
| 事業の概要 | 区内の私道に防犯灯を設置し、又は撤去する、町会又は自治会(以下「町会等」という。)に対し、補助金を交付します。補助の対象は、町会等が設置し、又は撤去する、防犯灯工事で、防犯灯に広告物(町会名等は除く)が掲示または記入されていないものや、防犯灯の電気料金を町会で支払っていることを要件とします。補助金の額は、工種別単価に工種数量を乗じて得た額と当該工事に要する実工事額のいずれか小さい額とします。 |
| 根拠法令等 | 港区防犯灯設置及び撤去の補助に関する要綱(昭和47年3月7日 46港建管発第22号)  |

## 事業の成果

| 指標          | 指標1  | 補助金交付件数 |    |       | 指標2    |      |    |     | 指標3    |      |    |     |
|-------------|--|---------|----|-------|--------|------|----|-----|--------|------|----|-----|
|             |  | 当初予定    | 実績 | 達成率   |        | 当初予定 | 実績 | 達成率 |        | 当初予定 | 実績 | 達成率 |
|             | 平成28年度   | 3       | 2  | 66.7% | 平成28年度 |      |    |     | 平成28年度 |      |    |     |
|             | 平成29年度   | 3       | 0  | 0.0%  | 平成29年度 |      |    |     | 平成29年度 |      |    |     |
|             | 平成30年度   | 3       | —  | —     | 平成30年度 |      | —  | —   | 平成30年度 |      | —  | —   |
| 指標から見た事業の成果 | 私道の防犯灯の設置は、新規の要望はありませんが、建て替えの要望があります。平成28年度は2件、29年度はありませんでしたが、現在、相談があります。私道防犯灯の整備により、道路を安心・安全に通行することが可能となり生活環境の向上が図られています。 |         |    |       |        |      |    |     |        |      |    |     |

## 事業費の状況(単位：千円)

| 年度           | 予算状況  |      |       |      |    |     |    |      |      | 決算状況 |     |
|--------------|---|------|-------|------|----|-----|----|------|------|------|-----|
|              | 当初予算額   | 一般財源 | 国庫支出金 | 都支出金 | 基金 | その他 | 流用 | 補正予算 | 予算現額 | 決算額  | 執行率 |
| 平成28年度       | 836   | 0    | 0     | 0    | 0  | 836 | 0  | 0    | 836  | 491  | 59% |
| 平成29年度       | 852   | 0    | 0     | 0    | 0  | 852 | 0  | 0    | 852  | 0    | 0%  |
| 平成30年度       | 895   | 0    | 0     | 0    | 0  | 895 | —  | —    | —    | —    | —   |
| 事業費から見た事業の状況 | 毎年、独立1基、共架1基、撤去1基で予算要望していますが、申請件数は平成28年度は共架2基、平成29年度は0基でした。 |      |       |      |    |     |    |      |      |      |     |

| 事務事業を取り巻く状況等                    |   |
|---------------------------------|---|
| 前回評価からの改善事項等<br>(付帯意見への対応等)     | 町会又は自治会からの申請を受けた個所を中心に現状の把握に努め、今後の財政負担の見通しを立てていきます。               |
| 区民ニーズや要望<br>(今後の需要見込み)          | 赤坂地区では防犯灯が553基設置されており、安全、安心への区民意識が高まる中、今後も、防犯灯の新設及び建て替え需要が見込まれます。 |
| 他団体等の取組状況<br>(類似事業の有無)          | 他区においても同様の行政サービスが提供されています。  |
| コスト削減の工夫・余地                     | 防犯灯の灯具やランプの規格を統一することにより更新時のコストを平準化しています。                          |
| 委託の有無                           | なし<br>なし<br>一部委託<br>全部委託  |
| 委託の内容                           | —   |
| 委託等アウトソーシングの余地・可能性<br>(委託なしの場合) | 防犯灯の設置、又は撤去は、防犯灯を管理する町会又は自治会からの申請となるため、委託等アウトソーシングで行うには不向きな内容です。  |
| 事業の課題                           | 防犯灯の設置・撤去は、防犯灯を管理する町会又は自治会からの申請となるため、年度により申請件数に変動があります。           |
| 次年度へ向けた事務の改善点                   | この事業は申請主義となっているため、申請を受けた個所を中心に現状の把握を行う必要があります。                    |

| 一次評価（所管課による自己評価） |     |   |
|------------------|-----|---|
| 項目               | 評価※ | 評価の理由・コメント  |
| ① 事業継続の必要性       | 5   | 防犯灯の老朽化による転倒の危険性や、夜間の照明確保など区民が安全・安心・快適に生活するうえで必要な事業です。特に新規の防犯灯設置より、建て替えの必要があります。  |
| ② 事業の効果性         | 4   | 平成28年度は2件（建て替え）、平成29年度は0件ですが、現在、建て替えの相談があります。防犯灯の建て替えが実施され、安全・安心に寄与していて、事業は効果的です。 |
| ③ 事業の効率性         | 4   | 防犯灯を設置し、私道の夜間照明が確保され、歩行者の安全性が向上しています。防犯灯設置の助成があるため、防犯灯が効率的に設置されています。              |

※評価は、5:「極めて高い」、4:「高い」、3:「普通」、2:「低い」、1:「極めて低い」を目安に5段階で記入してください。

|  |   |
|--|---|
| 総合評価   | ○ 拡充      ● 継続      ○ 改善      ○ 廃止      ○ 統合                    |
| 所管課による評価の理由<br>(事業に対する取組方針)  | 町会や自治会から防犯灯の設置、又は撤去の要望も多く、区民の安全・安心の確保のためにも本事業は今後も継続していく必要があります。 |
| ※「拡充」「改善」の場合は拡充・改善する具体的な内容を記載<br>※「継続」の場合は継続する具体的な理由を記載<br>※「統合」の場合は統合対象事務事業名を記載 |   |

No 62

## 平成30年度 港区事務事業評価シート

## 評価対象

|       |                                   |      |          |
|-------|-----------------------------------|------|----------|
| 事務事業名 | 赤坂地区保護樹木・樹林助成                     | 開始年度 | 昭和 49 年度 |
| 所属    | 赤坂地区総合支所まちづくり課まちづくり係              | 種別   | —        |
| 所管課長  | 赤坂地区総合支所まちづくり課長                   |      |          |
| 基本政策  | 2 環境にやさしい都心をみなで考えつくる              |      |          |
| 政策名   | (8) 緑や水辺を保全・創造し、人や生物にやさしい都心環境をつくる |      |          |
| 施策名   | ④ みどりの保全と創出                       |      |          |

## 事業概要

|       |   |
|-------|---|
| 事業の目的 | 港区みどりを守る条例の基準により、一定以上の幹の太さの樹木や一定以上の面積の樹林を保護樹木・樹林として指定し、区内の良好な緑を保全することを目的とします。<br>また、樹木診断や維持管理の相談などの支援を行い、保護樹木・樹林制度の充実を図ります。<br><br>港区総合支所処務規程第11条まちづくり推進担当第6項（樹木等の保護及び育成に関すること） |
| 事業の対象 | 区民、区内事業者（土地所有者又は管理者）  |
| 事業の概要 | 区内にある大きな樹木・樹林を守り、健やかに育てていただくために、区民等が所有する樹木・樹林で所有者又は管理者から申請があった場合に、申請に基づき調査を行い、区の基準に該当するものを保護樹木・保護樹林として指定し、維持管理にかかる経費の一部を助成します。  |
| 根拠法令等 | 「港区みどりを守る条例」（昭和49年6月28日施行）<br>「港区みどりを守る条例施行規則」（昭和49年6月28日施行）  |

## 事業の成果

| 指標          | 指標1   | 指定保護樹木・樹林件数 |        |        | 指標2    | 補助金申請件数 |        |        | 指標3    |      |    |     |
|-------------|---|-------------|--------|--------|--------|---------|--------|--------|--------|------|----|-----|
|             |   | 当初予定        | 実績     | 達成率    |        | 当初予定    | 実績     | 達成率    |        | 当初予定 | 実績 | 達成率 |
|             | 平成28年度  | 29          | 29     | 100.0% | 平成28年度 | 29      | 29     | 100.0% | 平成28年度 |      |    |     |
| 平成29年度      | 29  | 29          | 100.0% | 平成29年度 | 29     | 29      | 100.0% | 平成29年度 |        |      |    |     |
| 平成30年度      | 29  | —           | —      | 平成30年度 | 29     | —       | —      | 平成30年度 |        |      |    |     |
| 指標から見た事業の成果 | 指定保護樹木・樹林件数及び補助金申請件数は、同数の29件です。指定保護を受けている樹木・樹林の申請者は、補助金の申請もされているため、樹木・樹林にかかる経費に対して、補助が必要だとわかります。赤坂地区は、他地区と比べても緑被率が高く、保護樹木・樹林が寄与していると考えます。 |             |        |        |        |         |        |        |        |      |    |     |

## 事業費の状況(単位：千円)

| 年度           | 予算状況  |      |       |      |    |     |    |      |      | 決算状況 |     |
|--------------|---|------|-------|------|----|-----|----|------|------|------|-----|
|              | 当初予算額   | 一般財源 | 国庫支出金 | 都支出金 | 基金 | その他 | 流用 | 補正予算 | 予算現額 | 決算額  | 執行率 |
| 平成28年度       | 870   | 870  | 0     | 0    | 0  | 0   | 0  | 0    | 870  | 810  | 93% |
| 平成29年度       | 874   | 874  | 0     | 0    | 0  | 0   | 0  | 0    | 874  | 814  | 93% |
| 平成30年度       | 874   | 874  | 0     | 0    | 0  | 0   | —  | —    | —    | —    | —   |
| 事業費から見た事業の状況 | 事業費の9割以上は、保護樹木・樹林等の所有者(管理者)が指定された樹木等の生育・生育環境を整えるためにかかる費用の一部に与えられていて、区内の良好な緑を保全することの一因となっています。 |      |       |      |    |     |    |      |      |      |     |

| 事務事業を取り巻く状況等                    |  |
|---------------------------------|--|
| 前回評価からの改善事項等<br>(付帯意見への対応等)     | 保護樹木・樹林等の所有者から、補助金支給額の増額などの意見、要望を踏まえながら引き続き事業を実施していきます。                                  |
| 区民ニーズや要望<br>(今後の需要見込み)          | 区の保護樹木・樹林助成事業については、事業の内容や支援の拡大などの問い合わせがあり、区民の関心も高く、指定件数及び申請件数が減らないため、ニーズはあります。           |
| 他団体等の取組状況<br>(類似事業の有無)          | 他区においても同様の行政サービスを提供しています。  |
| コスト削減の工夫・余地                     | 経費算定について、実績を考慮していくことも必要と思われます。   |
| 委託の有無                           | 一部委託<br>なし<br>一部委託<br>全部委託   |
| 委託の内容                           | 新規指定した保護樹木に対しての台帳作成や、所有者から樹木の診断の要望が寄せられた際は、その都度、専門の樹木診断医に診断を委託しています。                     |
| 委託等アウトソーシングの余地・可能性<br>(委託なしの場合) | —  |
| 事業の課題                           | 保護樹木・樹林等の剪定、落ち葉の清掃、病虫害への対応など、所有者の維持管理経費の負担が課題となっており、負担軽減策が必要です。                          |
| 次年度へ向けた事務の改善点                   | 支給する補助金の額より所有者の費用や負担が多いが、良好な緑の環境を保全することの重要性や現状の補助金制度について、所有者の方々に、よりいっそう理解をしていただくことが必要です。 |

| 一次評価（所管課による自己評価） |     |   |
|------------------|-----|---|
| 項目               | 評価※ | 評価の理由・コメント  |
| ① 事業継続の必要性       | 4   | 保護樹木・樹林の指定申請数及び補助金申請数は同数のため、明確な区民ニーズがあります。今後も区民ニーズや要望は見込まれると考えます。               |
| ② 事業の効果性         | 4   | 樹木・樹林の保全には経費がかかります。保護樹木・樹林の数量が減っていないことから、事業の実施手段は妥当かつ効果的で、事業は施策の達成に寄与していると考えます。 |
| ③ 事業の効率性         | 4   | 保護樹木・樹林を保全するためには、経費が掛かります。区が経費の一部を補助することで効率的に保全することができます。                       |

※評価は、5:「極めて高い」、4:「高い」、3:「普通」、2:「低い」、1:「極めて低い」を目安に5段階で記入してください。

|   |   |
|---|---|
| 総合評価  | ○ 拡充      ● 継続      ○ 改善      ○ 廃止      ○ 統合  |
| 所管課による評価の理由<br>(事業に対する取組方針)<br>※「拡充」「改善」の場合は拡充・改善する具体的な内容を記載<br>※「継続」の場合は継続する具体的な理由を記載<br>※「統合」の場合は統合対象事務事業名を記載 | 保護樹木・樹林等は、所有者の申出により指定の解除が可能であるため、開発事業や建物改築などの際に指定解除及び樹木の伐採が発生しており、区におけるみどりの保全及び創出を進めるためには、次年度も実施していくべきものです。また、将来に渡り実施していくためには、支給する補助金の額の見直しも必要です。 |

No 63

## 平成30年度 港区事務事業評価シート

## 評価対象

|       |                                   |      |          |
|-------|-----------------------------------|------|----------|
| 事務事業名 | 赤坂地区緑化普及啓発                        | 開始年度 | 平成 54 年度 |
| 所属    | 赤坂地区総合支所まちづくり課まちづくり係              | 種別   | —        |
| 所管課長  | 赤坂地区総合支所まちづくり担当課長                 |      |          |
| 基本政策  | 2 環境にやさしい都心をみなで考えつくる              |      |          |
| 政策名   | (7) 緑や水辺を保全・創造し、人や生物にやさしい都心環境をつくる |      |          |
| 施策名   | ④ みどりの保全と創出                       |      |          |

## 事業概要

|       |   |
|-------|---|
| 事業の目的 | 植木市の実施（麻布地区・芝地区のみ）、園芸講座の実施により、区民への緑化の促進、普及啓発を図ります。  |
| 事業の対象 | 区民  |
| 事業の概要 | <p>&lt;園芸講座&gt;<br/>         緑に関する知識習得の機会として5支所で開催しています。当日は、園芸や緑化に関する相談も行えるような講座として、園芸の専門家を講師に招いています。なお、参加費用として受益者負担（1,000円）を徴収しています。</p> |
| 根拠法令等 | 港区みどりを守る条例（昭和49年6月28日施行）<br>港区みどりを守る条例施行規則（昭和49年6月28日施行）  |

## 事業の成果

| 指標          | 指標1  | 園芸講座参加者数 |    |       | 指標2    |      |    |     | 指標3    |      |    |     |
|-------------|--|----------|----|-------|--------|------|----|-----|--------|------|----|-----|
|             |  | 当初予定     | 実績 | 達成率   |        | 当初予定 | 実績 | 達成率 |        | 当初予定 | 実績 | 達成率 |
|             | 平成28年度   | 30       | 24 | 80.0% | 平成28年度 |      |    |     | 平成28年度 |      |    |     |
|             | 平成29年度   | 30       | 17 | 56.7% | 平成29年度 |      |    |     | 平成29年度 |      |    |     |
|             | 平成30年度   | 30       | —  | —     | 平成30年度 |      |    |     | 平成30年度 |      |    |     |
| 指標から見た事業の成果 | 環境保全・地球温暖化の視点から緑化普及啓発の重要性は従来より高まっており、園芸講座を通じて緑化への関心につながっています。実績は、日程や内容などによって達成率に影響が出るため、今後の検討課題です。 |          |    |       |        |      |    |     |        |      |    |     |

## 事業費の状況(単位：千円)

| 年度           | 予算状況  |      |       |      |    |     |    |      |      | 決算状況 |      |
|--------------|---|------|-------|------|----|-----|----|------|------|------|------|
|              | 当初予算額   | 一般財源 | 国庫支出金 | 都支出金 | 基金 | その他 | 流用 | 補正予算 | 予算現額 | 決算額  | 執行率  |
| 平成28年度       | 727   | 672  | 0     | 0    | 0  | 55  | 22 | 0    | 749  | 749  | 100% |
| 平成29年度       | 725   | 695  | 0     | 0    | 0  | 30  | 0  | 0    | 725  | 725  | 100% |
| 平成30年度       | 250   | 190  | 0     | 0    | 0  | 60  | —  | —    | —    | —    | —    |
| 事業費から見た事業の状況 | 平成29年度まで実施していた敬老鉢植え配布及び誕生鉢植え配布を廃止したことで、大幅に事業費を削減しました。 |      |       |      |    |     |    |      |      |      |      |

| 事務事業を取り巻く状況等                    |  |
|---------------------------------|--|
| 前回評価からの改善事項等<br>(付帯意見への対応等)     | 敬老・誕生鉢植えの配布事業を廃止し、緑に関する知識習得に機会を増やすために園芸講座の開催数を2回に増やし、対象者を3歳以上の親子と一般に分け、参加対象の年齢層を幅広くしました。また、開催案内のチラシを作成し、周知に取り組みます。 |
| 区民ニーズや要望<br>(今後の需要見込み)          | 実績の達成率は、日程や内容により影響が出るため、今後の検討課題ではありますが、園芸教室の受講者は、リピーター(1/3)ではなく新規受講者(2/3)であるため、緑化普及に寄与していると考えます。                   |
| 他団体等の取組状況<br>(類似事業の有無)          | 緑化普及啓発事業 23区実施<br>(東京都緑化白書)  |
| コスト削減の工夫・余地                     | 事業内容については、5支所で事業内容及び金額を統一するなど、事業内容等の見直しを実施してきました。  |
| 委託の有無                           | なし<br>一部委託<br>全部委託   |
| 委託の内容                           | -  |
| 委託等アウトソーシングの余地・可能性<br>(委託なしの場合) | 園芸講座については、委託ではなく、職員が報償費、材料費を活用し講座を開催しています。現状の予算ではこれ以上は難しいと考えられます。  |
| 事業の課題                           | 園芸講座の実施内容について参加者からは好評であり、普及啓発に一定の成果はありますが、実施内容の検討および準備について職員が行っており、専門的な知識がない状況で、内容の充実を図っていくことが課題です。                |
| 次年度へ向けた事務の改善点                   | 緑化に関心を持つようなきっかけづくりにしていくため、環境課に協力を依頼し、講座内容の充実やターゲットの絞り込みなど内容等を見直し、緑に関心や興味を持つような工夫を施します。                             |

| 一次評価(所管課による自己評価) |     |   |
|------------------|-----|---|
| 項目               | 評価※ | 評価の理由・コメント  |
| ① 事業継続の必要性       | 4   | 新規の受講者の参加があり、区民ニーズや要望は見込まれるため、事業の継続は必要です。日程調整及び内容の充実を図ることで達成率が上昇すると考えます。          |
| ② 事業の効果性         | 4   | フラワーアレンジメントなどの民間でも類似の事業はありますが、参加金額が高く、区が実施することで安価で普及啓発につながっています。                  |
| ③ 事業の効率性         | 4   | 参加者の人数は、3年間平均して20人を超え、また、リピーターだけではなく新たな参加者も過半数を占めていて、区民の緑化普及に対する啓発事業として成果をあげています。 |

※評価は、5:「極めて高い」、4:「高い」、3:「普通」、2:「低い」、1:「極めて低い」を目安に5段階で記入してください。

|  |   |
|--|---|
| 総合評価   | ○ 拡充      ● 継続      ○ 改善      ○ 廃止      ○ 統合  |
| 所管課による評価の理由<br>(事業に対する取組方針)  | 園芸講座は、緑への興味を持つ方や既に経験された方が知識取得のため度々されており、需要も多く、緑化普及の有効な手段となっています。<br>今後は、園芸講座に親子で一緒に体験する講座を取り入れるなど、より一層の多世代への関心を高める内容にするとともに、緑化知識取得の場として充実させ、区民一人一人の緑化への意識を醸成しながら、誰もが緑化に親しめるよう事業の転換を図っていきます。 |
| ※「拡充」「改善」の場合は拡充・改善する具体的な内容を記載<br>※「継続」の場合は継続する具体的な理由を記載<br>※「統合」の場合は統合対象事務事業名を記載 |   |